別紙１－②＜様式１＞

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和３年 10 月 18 日）

府省名	関税局業務課通関係、監視課保税係
対象事業名	外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認

１．対象手続一覧

手続ＩＤ	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数（令和元年度）	オンライン手続件数（令和元年度）	オンライン利用率（令和元年度）	オンライン利用率目標	取組期間（達成期限）
56742	外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認	1 申請等	7 国民等、民間事業者等	1 国	120,120	81,422	67.78%	80%	令和９年３月

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

２．対象事業の概要

保税地域に搬入された外国貨物を３カ月を超えて置こうとする場合、蔵置期間が３ヶ月を超える前までに税関長に申請し、その承認を受ける必要がある。承認を受けることで、外国貨物を承認後から２年間蔵置することが可能となる。

３．対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）において、一連の手続きがオンラインで完結している。

４．手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

＜4−1＞

<table>
<tr><td>手続名</td><td>外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認</td></tr>
<tr><td rowspan="2">各手続の概要</td><td>【概要】
外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認は、申請者（保税地域事業者、通関業者、輸入者等）が、申告書を税関に提出することにより行われる。
本手続きは、申請者が輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を用いてオンラインで申告を行うことが可能となっている。提出された申請は、税関の審査が行われた後に承認されるが、NACCSを用いてオンラインで申請された場合には、同システムにてオンラインで申請者に結果が通知される。</td></tr>
<tr><td>【年間総手続件数（令和２年度）、 オンライン利用率（令和２年度を含む過去５年間）】
１　年間総手続件数：45,481 件（令和２年度）
２　オンライン利用率
<table>
<tr><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th></tr>
<tr><td>67.53%</td><td>62.24%</td><td>69.01%</td><td>67.78%</td><td>72.12%</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンライン利用率目標・取組期間と</td><td>【目標】80%</td></tr>
<tr><td>【取組期間（達成期限）】令和９年３月まで</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>設定の考え方
（主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載</td><td>【目標・期間設定の考え方】

本手続きは令和元年度のオンライン利用率が 67.78%と中程度のフェーズであるが、過去５年間の利用率の推移は横ばいとなっていることから、利用率の目標は高程度のフェーズである 80%を設定する。
期間設定については、オンライン化を進めるにあたりシステムの見直し等も想定されることから、現場運用に即した見直しのためのヒアリング及びシステムの見直しに要する期間及び見直し後に事業者が NACCS に加入し、オンラインでの申請を開始する期間を勘案し、目標期間を５年後の令和８年度末とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①</td><td>課題</td><td>業務形態などの関係で NACCS を導入が進んでいない一部の業種において NACCS の利用が進むことで、外国貨物の蔵入れ承認申請についてオンライン利用率の上昇が見込まれるため、当該業種を中心として NACCS 加入の周知を進めると共に、NACCS 導入に当たってのシステム的な課題を検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中間 KPI</td><td>【目標・達成期限】毎年のオンライン利用率を対前年比で上昇させること</td></tr>
<tr><td>【KPI の定義】オンライン利用率＝（システム申請件数）/（全申請件数）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アクションプランａ</td><td>【取組内容】NACCS を導入していない業種の保税地域への訪問や、マニュアル申請が行われる窓口対応時に NACCS の利用勧奨やリーフレット等による広報・周知等を継続的に行う。</td></tr>
<tr><td>【取組期限（期間）】令和９年３月まで（目標期間中継続して実施する）</td></tr>
</table>

	アクションプランｂ	【取組内容】NACCS を導入していない業態の事業者に対し、導入のために必要なシステム面の課題等についてのヒアリングを行う。
		【取組期限（期間）】令和５年３月まで
	アクションプランｃ	【取組内容】アクションプランｂ等で判明した NACCS の導入の課題となっている部分について、業務形態の特性に応じたシステム利用が可能となるようシステム更改を含めた検討・対応を行う。
		【取組期限（期間）】令和７年３月まで

５．スコアカードの更新頻度と公表方法

１年ごとに更新し、財務省ホームページにて公表する。

申請件数が時期によって変動があり、四半期ではオンライン利用率がアクションプランの進捗にかかわらず増減することが予想される。

さらに、アクションプランが数年単位という中長期間での取り組みとなるため、本手続きにおいては四半期という短期間の数値より、ある程度まとまった１年という期間で数値を公表することで、アクションプランの成果が明確となり、状況の分析や計画の見直しにつながることが期待される。

６．利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に１回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

NACCS 利用者からシステム要望を受け付けるとともに、NACCS 未加入の事業者団体へのヒアリングと合わせ、進捗の確認を年１回程度行う。

進捗状況については、年１回財務省ホームページにて公表する。

７．基本計画の見直し

取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。